

運営協定書(第11条第1項関係)に基づく排出物等の基準及び平成28年度測定・検査結果

1. 大気

(1) 測定場所 ①ガス改質後の煙道及び②燃焼後の排出口

(2) 基準値及び測定値

①ガス改質後の煙道

No.	項目	単位	通常運転時 保証値	参考 (法令規制値)	測定日別測定値		
					2016/04/05 第1回	2016/06/07 第2回	2016/08/23 第3回
測定区分Ⅰ (下記No. 1~4、規定回数 2ヶ月を超えない作業時間毎に1回以上)					2016/04/05 第1回	2016/06/07 第2回	2016/08/23 第3回
1	硫黄酸化物	ppm	50	200	9.8	8.6	7.1
2	塩化水素	mg/m ³ N	16	200	<4	<4	5
3	窒素酸化物	ppm	50	180	<18	<18	<18
4	ばいじん	g/m ³ N	0.02	0.04	0.006	0.005	0.005
測定区分Ⅱ (下記No. 5~7、規定回数 年2回以上)					2016/04/05 第1回	2016/06/07 第2回	2016/08/23 第3回
5	カドミウム及びその化合物	mg/m ³ N	1.0	-	<0.003	<0.003	<0.003
6	フッ素、フッ化水素、フッ化ケイ素	mg/m ³ N	10	-	<4	<4	<4
7	鉛及びその化合物	mg/m ³ N	10	-	<0.009	0.015	<0.009
測定区分Ⅲ (下記No. 8、規定回数 年1回以上)					2016/08/23		
8	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.01	0.1	0.000014		

②燃焼後の排出口

No.	項目	単位	通常運転時 保証値	参考 (法令規制値)	測定日別測定値					
					煙突1号	煙突2号	煙突1号	煙突2号	煙突1号	煙突2号
測定区分Ⅰ (下記No. 1~4、規定回数 2ヶ月を超えない作業時間毎に1回以上)					2016/04/19 第1回	2016/06/08 第2回	2016/08/22 第3回	2016/08/24 第3回		
1	硫黄酸化物	ppm	50	200	19	21	31	26	15	21
2	塩化水素	mg/m ³ N	16	200	0.7	3.2	0.6	2.2	0.4	0.4
3	窒素酸化物	ppm	50	180	22	21	33	26	27	25
4	ばいじん	g/m ³ N	0.02	0.04	<0.0005	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
測定区分Ⅱ (下記No. 5~7、規定回数 年2回以上)					2016/04/19 第1回	2016/06/08 第2回	2016/08/22 第3回	2016/08/24 第3回		
5	カドミウム及びその化合物	mg/m ³ N	1.0	-	<0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
6	フッ素、フッ化水素、フッ化ケイ素	mg/m ³ N	10	-	<0.4	1.0	<0.3	<0.3	<0.4	<0.3
7	鉛及びその化合物	mg/m ³ N	10	-	<0.0009	<0.0008	<0.0008	<0.0007	<0.0008	<0.0007
測定区分Ⅲ (下記No. 8、規定回数 年1回以上)					2016/08/22	2016/08/24				
8	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.01	0.1	0.0000042	0.000019				

注記)

※1 乾きガスベース、酸素濃度12%換算値

※2 硫黄酸化物は、法基準(K値)を一定条件下で換算した排出口における濃度。

※3 参考数値の規制値は、大気汚染防止法(No.1及び4)、大気汚染防止法に基づく埼玉県条例(No.2、5、6及び7)、埼玉県窒素酸化物対策指導方針(No.3)、ダイオキシン類特別措置法による(No.8)

※4 測定値“<”は、試料から測定対象項目が検出できなかった場合又は定量下限値以下であった場合を表す。

運営協定書(第11条第1項関係)に基づく排出物等の基準及び平成28年度測定・検査結果

1. 大気

(1) 測定場所 ①ガス改質後の煙道及び②燃焼後の排出口

(2) 基準値及び測定値

①ガス改質後の煙道

No.	項目	単位	通常運転時 保証値	参考 (法令規制値)	測定日別測定値		
					2016/10/06 第4回	2016/12/14 第5回	2017/02/09 第6回
測定区分Ⅰ (下記No. 1~4、規定回数 2ヶ月を超えない作業時間毎に1回以上)					2016/10/06 第4回	2016/12/14 第5回	2017/02/09 第6回
1	硫黄酸化物	ppm	50	200	6.0	11	13
2	塩化水素	mg/m ³ N	16	200	<4	<4	<4
3	窒素酸化物	ppm	50	180	<18	<18	<18
4	ばいじん	g/m ³ N	0.02	0.04	<0.005	<0.005	0.007
測定区分Ⅱ (下記No. 5~7、規定回数 年2回以上)					2016/10/06 第4回	2016/12/14 第5回	2017/02/09 第6回
5	カドミウム及びその化合物	mg/m ³ N	1.0	-	<0.003	<0.003	<0.003
6	フッ素、フッ化水素、フッ化ケイ素	mg/m ³ N	10	-	<4	<4	<4
7	鉛及びその化合物	mg/m ³ N	10	-	<0.009	<0.009	<0.009
測定区分Ⅲ (下記No. 8、規定回数 年1回以上)							
8	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.01	0.1			

②燃焼後の排出口

No.	項目	単位	通常運転時 保証値	参考 (法令規制値)	測定日別測定値					
					煙突1号	煙突2号	煙突1号	煙突2号	煙突1号	煙突2号
測定区分Ⅰ (下記No. 1~4、規定回数 2ヶ月を超えない作業時間毎に1回以上)					2016/10/05 第4回	2016/12/13 第5回	2017/02/08 第6回			
1	硫黄酸化物	ppm	50	200	17	24	18	7.7	19	23
2	塩化水素	mg/m ³ N	16	200	1.2	1.5	<0.3	0.4	0.5	0.3
3	窒素酸化物	ppm	50	180	33	26	16	11	32	30
4	ばいじん	g/m ³ N	0.02	0.04	<0.0005	<0.0005	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
測定区分Ⅱ (下記No. 5~7、規定回数 年2回以上)					2016/10/05 第4回	2016/12/13 第5回	2017/02/08 第6回			
5	カドミウム及びその化合物	mg/m ³ N	1.0	-	<0.0003	<0.0003	<0.0002	<0.0003	<0.0002	<0.0002
6	フッ素、フッ化水素、フッ化ケイ素	mg/m ³ N	10	-	<0.4	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
7	鉛及びその化合物	mg/m ³ N	10	-	<0.0009	<0.0009	<0.0008	<0.0009	<0.0008	<0.0008
測定区分Ⅲ (下記No. 8、規定回数 年1回以上)										
8	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.01	0.1						

注記)

※1 乾きガスベース、酸素濃度12%換算値

※2 硫黄酸化物は、法基準(K値)を一定条件下で換算した排出口における濃度。

※3 参考数値の規制値は、大気汚染防止法(No.1及び4)、大気汚染防止法に基づく埼玉県条例(No.2、5、6及び7)、埼玉県窒素酸化物対策指導方針(No.3)、ダイオキシン類特別措置法による(No.8)

※4 測定値“<”は、試料から測定対象項目が検出しなかった場合又は定量下限値以下であった場合を表す。

運営協定書に基づく排出物等の基準及び平成28年度測定・検査結果

2. 騒音

(1) 測定場所 工場敷地から50m離れた仮想敷地境界上(別図No.5の地点)

(2) 基準値及び測定値

区分	適用時間帯	許容限度 (デシベル)	測定日別測定値
			2016/06/08~06/09
昼間	午前8時から午後7時まで	70	47.3
夕	午後7時から午後10時まで	65	47.0
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで	60	46.7
朝	午前6時から午前8時まで	65	47.3

注記)

※1 許容限度は、騒音規制法における第4種区域の下限数値

※2 運営協定書規定の測定回数 年1回

運営協定書に基づく排出物等の基準及び平成28年度測定・検査結果

3. 悪臭

(1) 測定場所 No. 1～23の物質につき工場敷地から50m離れた仮想敷地境界上
(別図No. 5の地点)及びNo. 24の臭気濃度につき気体排出口

(2) 基準値及び測定値

No.	物質		基準値 (ppm)	測定日別測定値
				境界測定2016/06/10 出口測定2016/06/09
1	アンモニア		1	0.2
2	メチルメルカプタン		0.002	<0.0002
3	硫化水素		0.02	<0.002
4	硫化メチル		0.01	<0.001
5	二硫化メチル		0.009	<0.001
6	トリメチルアミン		0.005	<0.001
7	アセトアルデヒド		0.05	<0.005
8	プロピオンアルデヒド		0.05	<0.005
9	ノルマルブチルアルデヒド		0.009	<0.001
10	イソブチルアルデヒド		0.02	<0.002
11	ノルマルバレルアルデヒド		0.009	<0.001
12	イソバレルアルデヒド		0.003	<0.0003
13	イソブタノール		0.9	<0.1
14	酢酸エチル		3	<0.3
15	メチルイソブチルケトン		1	<0.1
16	トルエン		10	<1
17	スチレン		0.4	<0.04
18	キシレン		1	<0.1
19	プロピオン酸		0.07	<0.003
20	ノルマル酪酸		0.002	<0.0005
21	ノルマル吉草酸		0.002	<0.0005
22	イソ吉草酸		0.004	<0.0005
23	臭気濃度	仮想敷地境界上	希釈倍数20倍	<10
24		気体排出口(脱臭機1号、2号)	希釈倍数500倍	1号160、2号160

注記)

※1 物質濃度は、悪臭防止法におけるB区域の下限値

※2 臭気濃度は、埼玉県生活環境保全条例における第2種区域の下限数値

※3 運営協定書規定の測定回数 年1回以上

運営協定書に基づく排出物等の基準及び平成28年度測定・検査結果

4. 水質(雨水)

(1) 測定場所 工場内の雨水最終樹(樹1、樹2、樹3、樹4及び樹5)

(2) 基準値及び測定値 第1回及び第2回測定

No.	物質	基準値	測定日別測定値										
			第1回 2016/04/05					第2回 2016/07/12					
			樹1	樹2	樹3	樹4	樹5	樹1	樹2	樹3	樹4	樹5	
1	カドミウム及びその化合物	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
2	シアン化合物	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
3	有機リン化合物	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
4	鉛及びその化合物	-	0.008	0.009	0.008	<0.005	0.007	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
5	六価クロム化合物	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
6	ヒ素及びその化合物	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
7	水銀及びその他水銀化合物	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
8	アルキル水銀化合物	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
9	ポリ塩化ビフェニール	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
10	ジクロロメタン	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
11	四塩化炭素	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
12	1、2-ジクロロエタン	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
13	1、1-ジクロロエチレン	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
14	シス-1、2-ジクロロエチレン	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
15	1、1、1-トリクロロエタン	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
16	1、1、2-トリクロロエタン	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
17	1、3-ジクロロプロペン	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
18	チラウム	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
19	シマジン	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
20	チオベンカルブ	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
21	ベンゼン	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
22	セレン及びその化合物	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	トリクロロエチレン	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
24	テトラクロロエチレン	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
25	ほう素及びその化合物	-	<0.1	<0.1	0.2	0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1
26	ふっ素及びその化合物	-	0.09	0.11	0.15	0.12	<0.08	0.22	0.21	0.29	0.16	0.13	0.13
27	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	-	2.1	8.0	4.4	1.0	1.5	1.3	9.3	3.6	3.3	0.9	0.9
28	1、4-ジオキサン	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
29	ダイオキシン類	-						0.43	0.86	0.76	0.037	0.32	0.32

注記)

※1 測定項目は、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に定める項目

※2 単位は、No.1~28 mg/l、No.29 pg-TEQ/l

※3 測定値“<”は、試料から測定対象物質が検出しなかった場合又は定量下限値以下であった場合を表す。

※4 運営協定書規定の測定回数等(カッコ内は測定方法)

No.1~28 年4回以上(水質汚濁防止法又は環境基本法)

No.29 年1回以上(ダイオキシン類対策特別措置法)

運営協定書に基づく排出物等の基準及び平成28年度測定・検査結果

4. 水質(雨水)

(1) 測定場所 工場内の雨水最終樹(樹1、樹2、樹3、樹4及び樹5)

(2) 基準値及び測定値 第3回及び第4回測定

No.	物質	基準値	測定日別測定値										
			第3回 2016/10/05					第4回 2017/03/15					
			樹1	樹2	樹3	樹4	樹5	樹1	樹2	樹3	樹4	樹5	
1	カドミウム及びその化合物	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
2	シアン化合物	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
3	有機燐化合物	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
4	鉛及びその化合物	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
5	六価クロム化合物	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
6	ヒ素及びその化合物	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
7	水銀及びその他水銀化合物	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
8	アルキル水銀化合物	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
9	ポリ塩化ビフェニール	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
10	ジクロロメタン	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
11	四塩化炭素	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
12	1、2-ジクロロエタン	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
13	1、1-ジクロロエチレン	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
14	シス-1、2-ジクロロエチレン	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
15	1、1、1-トリクロロエタン	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
16	1、1、2-トリクロロエタン	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
17	1、3-ジクロロプロペン	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
18	チラウム	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
19	シマジン	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
20	チオベンカルブ	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
21	ベンゼン	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
22	セレン及びその化合物	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	トリクロロエチレン	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
24	テトラクロロエチレン	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
25	ほう素及びその化合物	-	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
26	ふっ素及びその化合物	-	0.12	0.12	0.17	0.11	0.09	0.08	<0.08	0.08	<0.08	<0.08	<0.08
27	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	-	2.1	4.4	5.9	<0.5	0.5	4.3	4.1	3.4	2.9	2.1	
28	1、4-ジオキサン	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
29	ダイオキシン類	-											

注記)

※1 測定項目は、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に定める項目

※2 単位は、No.1~28 mg/l、No.29 pg-TEQ/l

※3 測定値“<”は、試料から測定対象物質が検出しなかった場合又は定量下限値以下であった場合を表す。

※4 運営協定書規定の測定回数等(カッコ内は測定方法)

No.1~28 年4回以上(水質汚濁防止法又は環境基本法)

No.29 年1回以上(ダイオキシン類対策特別措置法)

運営協定書に基づく排出物等の基準及び平成28年度測定・検査結果

5. 水質(生活排水)

(1) 測定場所 工場内の生活排水最終排出口

(2) 基準値及び測定値

No.	項目	単位	規制値	排出口1	排出口2
				2016/07/11	2016/07/11
1	銅及びその化合物	mg/l	-	<0.02	<0.02
2	亜鉛及びその化合物	mg/l	-	<0.02	<0.02
3	クロム化合物	mg/l	-	<0.02	<0.02
4	フェノール化合物	mg/l	-	<0.1	<0.1
5	鉄及びその化合物	mg/l	-	0.11	0.05
6	マンガン及びその化合物	mg/l	-	0.02	<0.02
7	フッ素化合物	mg/l	-	0.2	0.2
8	水素イオン濃度	-	5.8~8.6	7.8	7.4
9	生物学的酸素要求量	mg/l	20	17	5.3
10	化学的酸素要求量	mg/l	-	22	17
11	浮遊物質	mg/l	-	<1	2
12	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/l	-	<1.0	<1.0
13	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類)	mg/l	-	<1.0	<1.0
14	窒素含有量	mg/l	-	62	26

注記)

※1 測定項目は、水質汚濁防止法に定める生活環境項目

※2 測定方法は、水質汚濁防止法に定める方法、規制値は、
埼玉県浄化槽設置指導要綱に定める水質基準

※3 測定値“<”は、試料から測定対象項目が検出しなかった場合又は
定量下限値以下であった場合を表す。

※4 運営協定書規定の測定回数 年1回以上